

令和6年8月15日

学生及び保護者 各位

沖縄工業高等専門学校
学生課長（公印省略）

令和6年度後期授業料免除について（通知）

このことについて、令和6年度後期授業料免除の募集を下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

前期授業料免除から継続して申請又は新規で申請希望の方は、別紙「令和6年度授業料免除申請要項」をご確認の上、所要の手続きを行うようお願いいたします。

なお、授業料免除を申請した場合、採否結果が確定するまでは後期授業料の徴収を猶予することを申し添えます。

記

1. 高等教育の修学支援新制度による授業料減免（新制度による授業料減免）【4年生以上対象】

（1）新規で申請希望の方（前期に新制度による授業料減免に申請し不認定であった方を含む。）

提出書類：「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」

提出期限：9月20日（金）

※新制度による授業料減免を申請する方は、日本学生支援機構給付奨学金も併せて申請する必要がある。詳細は後日学内メール及び本校ウェブサイト以案内予定です。給付奨学金制度については、以下をご確認ください。

【日本学生支援機構 給付奨学金案内】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html

※2023年（1月1日～12月31日）の収入に基づく住民税情報で審査されるため、前期に新制度による授業料減免に申請し不認定であった方も支援の対象になる可能性があります。

以下のウェブサイトですら試算できますので事前にご活用願います。

【日本学生支援機構 進学資金シミュレーター】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

(2) 新制度による授業料減免に認定されている方(日本学生支援機構給付奨学金奨学生である方)

10月の所定の期限までに給付奨学金の手続き(在籍報告)を行い、「高等教育の修学支援新制度における授業料減免を希望する」を選択してください。

※給付奨学金の「在籍報告」の期間及び方法については後日学生へ学内メールにて案内いたします。

※期限までに提出がない方は、支援を「停止」する場合がありますのでご留意願います。

2. その他の授業料免除

・災害等の特別な事情による授業料免除【全学年対象】

以下の例に該当する方は、「高等教育の修学支援新制度による授業料減免」とは別に授業料免除が認められる場合がありますので、申請を希望する場合は9月20日(金)までに学生課学生係にご連絡願います。申請書類・提出期限等についてご案内いたします。

※申請要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変があった場合
- (2) 授業料の免除算定基準日(原則として、前期の授業料にあつては、4月1日、後期の授業料にあつては10月1日をいう。以下同じ)前6月以内において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 授業料の免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

【問い合わせ先・書類提出先】

沖縄工業高等専門学校

学生課学生係

Tel. 0980-55-4032

Fax. 0980-55-4012

Email. ggakusei@okinawa-ct.ac.jp